

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程 新旧対照表

現業務規程（平成30年5月7日付 危保規程第9号）	業務規程改正案
<p style="text-align: center;">地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程 平成30年5月7日 危保規程第9号</p> <p>第1条 目的</p> <p>この規程は、平成18年5月9日付け消防危第112号通知で示される一般的に設置されている地下貯蔵タンク等の構造例（以下「例示基準」という。）が適用できない地下貯蔵タンクが危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第23条に規定する地下貯蔵タンクの構造であること及び例示基準が適用できないタンク室等が規則第23条の4に規定するタンク室の構造であること並びにタンク室と一体構造とした地下空間室（以下「上部空間室」という。）内の危険物の漏えい及び火災に対する安全対策について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 評価の対象</p> <p>この規程による評価の対象は次のものとする。</p> <p>1 例示基準が適用できない地下貯蔵タンク及びタンク室等を対象とする。ただし、タンク室は直接基礎で、かつ、鉄筋コンクリート構造のものとする。</p> <p>(1) 地下貯蔵タンクの構造</p> <p>上面・下面ともに鏡板形状でスカート支持構造である縦置円筒型地下貯蔵タンク</p> <p>(2) タンク室等の構造</p> <p>ア タンク室上部の土被り厚さが概ね1.0mを超えるもの</p> <p>イ 縦置円筒型地下貯蔵タンクが設置されるタンク室で、壁幅が4.0m程度であり、かつ、壁高が2.0mから8.4m程度のもの</p> <p>ウ 建築物からタンク室外面までの水平距離が概ね1.0m未満に近接しているもの</p> <p>エ 上部空間室を有するもの</p> <p>(3) 上部空間室内の設備等</p> <p>上部空間室内の危険物漏えい及び火災に対する安全対策</p> <p>2 例示基準が適用できない地下貯蔵タンク及びタンク室等のうち、建築物と一体構造とされる等の特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等を対象とする。</p> <p>(1) 地下貯蔵タンクの構造</p> <p>ア 前項(1)以外の縦置円筒型地下貯蔵タンク</p> <p>イ ア以外のその他の形状等を有する地下貯蔵タンク</p> <p>(2) タンク室等の構造</p> <p>ア 前項(2)のタンク室等であって、直接基礎、又は鉄筋コンクリート構造でないもの</p> <p>イ 建築物と一体構造、又は建築物基礎の下部に設置されるもの等</p> <p>(3) 上部空間室内の設備等</p> <p>前項(3)と同じ</p> <p>第3条 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価委員会</p> <p>1 協会に、第2条第2項に規定する特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備を審査するための委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4条 評価の方法</p> <p>この規程に基づく評価は、次に示す方法により行うものとする。</p> <p>1 この規程に基づき地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価を受けようとする者は、様式第1の申請書により地下貯蔵タンク及びタンク室等に関する書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。</p> <p>2 理事長は、前項の申請に基づき地下貯蔵タンクが規則第23条に規定する構造であることについて、タンク室等が規則第23条の4に規定する構造であることにつ</p>	<p style="text-align: center;">地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程 平成30年5月7日 危保規程第9号 最終改正 令和3年3月16日 危保規程第1号</p> <p>第1条 目的</p> <p>(略)</p> <p>第2条 評価の対象</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">上部空間室内の危険物の漏えい及び火災に対する安全対策 (以下略)</p> <p>第3条 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価委員会</p> <p>(略)</p> <p>第4条 評価の方法</p> <p>(中略)</p> <p>2 理事長は、前項の申請に基づき地下貯蔵タンクが規則第23条に規定する構造であることについて、タンク室等が規則第23条の4に規定する構造であることにつ</p>

いて及び上部空間室内の危険物漏えい及び火災に対する安全対策について、それぞれ評価する。

3 理事長は、申請のあった地下貯蔵タンク及びタンク室等が、第2条第2項に規定するものである場合には構造・設備に係る評価に関する審査を委員会に委嘱することができる。

4 委員会は、前項に基づき委嘱のあった構造・設備に関する評価について審査し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

5 理事長は、第2項の結果について、申請者に対し様式第2の通知書により通知する。

第5条 評価の取消

1 理事長は、評価を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評価を取消することができる。

- (1)不正又は不当な手段により当該評価を受けた場合
- (2)真正、かつ、公正な評価の遂行を阻害した場合
- (3)協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある場合
- (4)当該評価の際に付された条件に反する事項があると認められた場合
- (5)第6条各項のいずれかに該当することが判明した場合
- (6)その他理事長が評価の取消に該当すると判断した場合

2 理事長は、前項の規定により評価の取消を行おうとするときは、あらかじめ、評価を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

3 第1項の評価の取消は、原則として、様式第3により評価を受けた者に通知する。

4 理事長は、取消を行った場合は、評価を受けた者に係る(1)から(5)に定める事項について公表することができるものとする。

- (1)住所又は法人の住所
- (2)氏名又は法人の名称
- (3)地下貯蔵タンク及びタンク室等を設置する防火対象物等の住所・名称又は部分
- (4)評価番号及び評価年月日
- (5)取消の理由

第6条 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する場合の申請については、これを受理しないことができる。

- 1 申請者が第5条に規定する評価の取消を受け、3年を経過していない場合
- 2 第5条に規定する評価の取消を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- 3 申請者が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- 4 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合

いて及び上部空間室内の危険物の漏えい及び火災に対する安全対策について、それぞれ評価する。

(以下略)

第5条 評価内容の変更

評価を受けた者が、地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価を受けようとする場合は、様式第3の申請書に、地下貯蔵タンク及びタンク室等に関する書類並びに変更内容に係る書類を添えて、理事長に申請するものとする。この場合における手続きについては、第4条の規定を準用する。なお、当該変更の内容は、変更後において、次に該当するものを対象とする。

- 1 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2条第1項(2)に該当しないが、申請者等が評価を希望するもの。
- 2 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2条第1項に該当し、設計条件等の内容の変更が軽微なもの。
- 3 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2条第1項に該当し、設計条件等の内容の変更が前項に該当しないもの。
- 4 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2条第2項に該当するもの。

第6条 評価の取消

1 理事長は、評価を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評価を取消することができる。

- (1)不正又は不当な手段により当該評価を受けた場合
- (2)真正、かつ、公正な評価の遂行を阻害した場合
- (3)協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある場合
- (4)当該評価の際に付された条件に反する事項があると認められた場合
- (5)第7条各項のいずれかに該当することが判明した場合
- (6)その他理事長が評価の取消に該当すると判断した場合

2 理事長は、前項の規定により評価の取消を行おうとするときは、あらかじめ、評価を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

3 第1項の評価の取消は、原則として、様式第4により評価を受けた者に通知する。

4 理事長は、取消を行った場合は、評価を受けた者に係る(1)から(5)に定める事項について公表することができるものとする。

- (1)住所又は法人の**所在**
- (2)氏名又は法人の名称
- (3)地下貯蔵タンク及びタンク室等を設置する防火対象物等の住所・名称又は部分
- (4)評価番号及び評価年月日
- (5)取消の理由

第7条 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する場合の申請については、これを受理しないことができる。

- 1 申請者が第6条に規定する評価の取消を受け、3年を経過していない場合
- 2 第6条に規定する評価の取消を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- 3 申請者が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- 4 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合

5 その他、この規程による評価を行うことが不適当であると認められる場合

第7条 手数料

1 地下貯蔵タンク1基当たりの手数料は、(1)の表による区分に応じて定める額とする。同一敷地内に同一構造である地下貯蔵タンク又はタンク室を複数設置する場合の2施設目以降の手数料は、1施設につき(2)の表による区分に応じて定める額とし、(1)の手数料に加算する。なお、消費税相当額を別途加算する。

(1) 例示基準の適用ができない地下貯蔵タンクの場合の手数料

(手数料欄下段の手数料の内訳は第2条第1項のうち、該当項目を示す。)

地下貯蔵タンクの構造	縦置円筒型タンク		左記以外のタンク	
	無し	有り	無し	有り
建築物からの水平距離が近接していない場合	800,000円	1,000,000円	400,000円	600,000円
	(1)+(2)イ	(1)+(2)イ+エ+(3)	(2)ア	(2)エ+(3)
建築物からの水平距離が近接している場合	900,000円	1,100,000円	500,000円	700,000円
	(1)+(2)イ+ウ	(1)+(2)イ+ウ+エ+(3)	(2)ア+ウ	(2)ウ+エ+(3)

(2) 例示基準の適用ができない地下貯蔵タンクで、2施設目以降の手数料

地下貯蔵タンクの構造	縦置円筒型タンク		左記以外のタンク	
	無し	有り	無し	有り
建築物からの水平距離が近接していない場合	400,000円	450,000円	200,000円	250,000円
建築物からの水平距離が近接している場合	450,000円	500,000円	250,000円	300,000円

2 第2条第2項に規定する特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等の場合の手数料は、施設数に応じて算出した前項の金額に、1,200,000円を加算した金額とする。ただし、申請の内容に複雑・困難性が伴うことにより、第3条の規定による委員会の審議が3回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の審議の回数に500,000円を乗じた額を別途加算するものとする。なお、消費税相当額を別途加算する。

5 その他、この規程による評価を行うことが不適当であると認められる場合

第8条 手数料

1 地下貯蔵タンク1基又はタンク室1室当たりの手数料は、(1)の表による区分に応じて定める額とする。同一敷地内に同一構造(下表の「地下貯蔵タンクの構造」の区分)である地下貯蔵タンク又はタンク室を複数設置する場合の2基目又は2室目以降の手数料は、(2)の表による区分に応じて定める額とし、(1)の手数料に加算する。なお、消費税相当額を別途加算する。

(1) 例示基準が適用できない地下貯蔵タンクの場合の手数料(単位:円)

(手数料欄下段の手数料の内訳は第2条第1項のうち、該当項目を示す。)

地下貯蔵タンクの構造	横置円筒型タンク			タンク本体の構造が消防法令の規定に無いもの(縦置円筒型タンク等)		
	無し	有り		無し	有り	
上部空間室内設備の安全対策評価の有無	-	無し	有り	-	無し	有り
建築物からの水平距離が近接していない場合	400,000円	500,000円	600,000円	800,000円	900,000円	1,000,000円
	(2)ア	(2)エ	(2)エ+ + (3)	(1)+(2)イ	(1)+(2)イ+ エ	(1)+(2)イ+ エ+(3)
建築物からの水平距離が近接している場合	500,000円	600,000円	700,000円	900,000円	1,000,000円	1,100,000円
	(2)ア+ウ	(2)ウ+エ	(2)ウ+エ+ + (3)	(1)+(2)イ+ウ	(1)+(2)イ+ウ+エ	(1)+(2)イ+ウ+エ+(3)

(2) 例示基準が適用できない地下貯蔵タンクで、2基又は2室目以降の1基又は1室ごとの手数料(単位:円)

地下貯蔵タンクの構造	横置円筒型タンク	タンク本体の構造が消防法令の規定に無いもの(縦置円筒型タンク等)
2基又は2室目～5基又は5室目	200,000円	400,000円
6基又は6室目～10基又は10室目	100,000円	100,000円
11基又は11室目～15基又は15室目	50,000円	50,000円
16基又は16室目以降	20,000円	20,000円

2 第2条第2項に規定する特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等の場合の手数料は、前項の地下貯蔵タンクの構造区分及びタンク基数又はタンク室数に応じて算出した金額に、1,200,000円を加算した金額とする。ただし、申請の内容に複雑・困難性が伴うことにより、第3条の規定による委員会の審議が3回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の審議の回数に500,000円を乗じた額を別途加算するものとする。なお、消費税相当額を別途加算する。

3 第5条に規定する評価内容の変更に係る手数料は次のとおりとする。なお、消費税相当額を別途加算する。

(1) 第5条第1項及び第2項に係る手数料は、第1項(1)の表の左欄の区分(「地下貯蔵タンクの構造」等の条件)及びタンク基数又はタンク室数に関係なく、1申請当たり100,000円の額とする。

(2) 第5条第3項に係る手数料は、当該変更の内容に応じ、別途理事長が定める。

(3) 第5条第4項に係る手数料は、(1)の手数料に、別途1,200,000円を加算した金額とする。ただし、申請の内容に複雑・困難性が伴うことにより、第3条の規定による委員会の審議が3回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の審議の回数に500,000円を乗じた額を別途加算する。

<p>3 既に納付された手数料は、第4条の規定による申請を受け付けた後においては、原則として返還しない。</p> <p>第8条 その他 この規程に定めるもののほか、地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>附則（平成30年5月7日 危保規程第9号） 第1条 この規程は、平成30年5月7日から施行する。 第2条 平成24年8月2日危保規程第7号はこの規程に改める。</p>	<p>4 既に納付された手数料は、第4条及び第5条の規定による申請を受け付けた後においては、原則として返還しない。</p> <p>第9条 その他 (略)</p> <p>附則（平成30年5月7日 危保規程第9号） 第1条 この規程は、平成30年5月7日から施行する。 第2条 平成24年8月2日危保規程第7号はこの規程に改める。</p> <p>附則（令和3年3月16日 危保規程第1号） 第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>
---	--